

◆第十一回特別弔慰金 請求受付日時

期 日	対象地区	受付対象者	受付時間	受付場所	
令和2年	7月 6日 (月)	1 地区	前回受給を受けた人 (今回請求する人が同じ場合)	午前9時～ 午後4時 (午後0時15～ 午後1時を除く)	町役場 4 階 第1会議室
	7日 (火)	2・3 地区			
	8日 (水)	4・5 地区			
	9日 (木)	6・7 地区			
	10日 (金)	8・9 地区			
	7月 13日 (月)	1 地区	上記以外の 対象者の人		
	14日 (火)	2・3 地区			
	15日 (水)	4・5 地区			
	16日 (木)	6・7 地区			
	17日 (金)	8・9 地区			
7月 20日 (月) ～7月 31日 (金) ※土日・祝日を除く	すべての 地区	すべての 対象者	町役場 4 階 第 4 会議室		
8月 3日 (月)～ 令和 5年 4月 2日 (月)	すべての 地区	すべての 対象者	午前8時30分 ～午後5時 (午後0時15～ 午後1時を除く)	町役場1階 福祉課 社会福祉係	

※次ページへ続きます。

弔慰金を支給できる順位を示した「特別弔慰金支給順位表」をご確認ください。

特別弔慰金支給順位表

順位	対象者	支給要件
1	弔慰金受給権者	弔慰金受給権者が配偶者の場合は次の要件をすべて満たす必要があります。
	（弔慰金受給権者とみなされる者を含みます。）	1 戦没者等の死亡後、遺族以外の者と事実上の婚姻関係にあって弔慰金の受給権を取得した配偶者は、弔慰金の受給権取得時に戦没者等の子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹がいないこと 2 弔慰金の受給権取得後、遺族以外の者と氏を改める婚姻又は遺族以外の者と事実上の婚姻をしていないこと
2	子	—
3	父母	次の要件をすべて満たす必要があります。 1 戦没者等の死亡当時、戦没者等と生計関係を有していること
4	孫	2 基準日において、遺族以外の者の養子になっていないこと(戦没者等の死亡日前の養子縁組を除く)
5	祖父母	3 基準日において、遺族以外の者と氏を改める婚姻をしていないこと又は遺族以外の者と事実上の婚姻関係にないこと(戦没者等の死亡日前の婚姻関係を除く)
6	兄弟姉妹	
7	父母	
8	孫	
9	祖父母	3～6順位に必要な要件を満たしていない者
10	兄弟姉妹	
11	上記以外の三親等内親族	
12	上記以外の三親等内親族	戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上戦没者等と生計関係を有していた者で、戦没者等の葬祭を行わなかったもの

【注意事項】

- 特別弔慰金の支給対象遺族は、戦没者等の死亡当時の遺族(生まれていたこと)が要件となっています。なお、子については戦没者等の死亡当時の胎児も含まれます。
- 養子縁組・婚姻の相手方の「遺族」とは、戦没者等の死亡当時、戦没者等と次の親族関係にあった人で、日本国籍がある人を指します。
 ①配偶者 ②子 ③父母 ④孫 ⑤祖父母 ⑥兄弟姉妹、三親等内の親族(戦没者等の死亡当時、戦没者等と生計関係があった人に限る)

〈三親等内親族表〉

特別弔慰金の支給対象者について図示すれば以下のとおりです。

